令和5年度 東広島市立河内小学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、東広島市立河内小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成をめざすとともに、 保護者、教職員が次代を担う児童の健やかな成長を願うために、義務教育9年間の見通しをもった生徒指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

【東広島スタンダード】

東広島スタンダード ~自律・思いやり・志~

東広島市の子どもは次のことができる人になります。

あいさつ 出会った人に気持ちよいあいさつができる へんじ 名前を呼ばれたら気持ちよく返事ができる ことばづかい 時と場に応じた言葉づかいができる 整理整頓や人を思いやることができる

【学校教育目標】

「夢と志」をもち主体的に生きる児童の育成

【めざす子ども像】

- ・「思考力・表現力」学び(知識・技能)を生かし、考えたり表現したりできる子
- 「コミュニケーションカ」意見を戦わせ、学び合い、高め合う子(協働性)
- ・「自信」自分の考えや能力を信じ、主体的に行動できる子(主体性)

(目的)

第1条 この規程は、東広島市立河内小学校の学校教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

本章での指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。同一指導を繰り返す場合には、 特別な指導を行う。

(登下校)

- **第2条** 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通ルールを守り、登下校をする。
 - (1) 通学班による登下校 通学班での登下校を原則とする。スクールバス・徒歩で通学する。集合時刻、歩 行のマナーを守り、決められた通学路を通る。出会う人に挨拶をする。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出・下校)

- **第3条** 登校・遅刻・欠席・早退・外出・下校については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。
 - (1) 登校時刻は、7時40分~8時00分とする。
 - (2) 欠席の場合は、8時15分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡をする。
 - (3) 遅刻の場合は、8時15分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、教室に行く。
 - (4) 早退の場合,必要に応じて保護者が早退の理由,時刻,早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を学校に連絡する。
 - (5) けがや体調不良などで早退させる場合は、学校から保護者に連絡を取り、保護者とともに下校する。
 - (6) 登校したら、原則、校外には出ない。
 - (7) 下校時刻は、次のとおりとする。
 - 15時35分(火・水・金曜日)
 - 15時05分(月・木曜日)

(頭髮)

頭髪については、次のことを指導する。 第4条

- (1) 学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。
- (2) 肩につく髪の長さになったら束ねる。髪を束ねたりとめたりする場合、黒、紺、 茶色のゴムやピンを使用する。飾りのあるピンやリボンは使用しない。
- (3) 染色, 脱色, 着毛, 整髪料・不自然な髪型 (パーマ・アイロン・そり込み・不自 然でバランスのとれない髪型等) は認めない。

(装飾具・不要物)

第5条 装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

- (1) ブレスレット、ミサンガ、アンクレットなどの装飾品は着けない。持参しない。
- (2) キーホルダーなど学校の学習に必要でないものは持参しない。持ち物や鞄にも付 けない。防犯ブザーのみランドセルに付ける。
- (3) 携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガなどの持込を禁止 する。
- (4) 違反があった場合は、学校預かりとし、特別な指導を行う。

(身なり)

第6条 基準服等、身なりについては、次のことを指導する。

校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める基準服を正しく着用する。

学校行事や式があるときは、基準服を正しく着用する。

- (1) 基準服
 - ①上は、紺のダブルで襟なしとする。
 - ②下は、紺色の半ズボンか紺色のプリーツスカートとする。
 - ③ズボンは腰まで上げる。
 - ④スカートは、ひざ丈あるいはひざ丈よりやや短めの長さとする。吊りひもを肩に かける。スカートの下に、スパッツかオーバーパンツをはくのは可。体操服のハ ーフパンツをはくのは不可。
- (2) シャツ
 - ①白のポロシャツ(半袖,長袖)とし、ズボンやスカートの中へ入れる。
 - ②ポロシャツの下には、衛生面、自己防衛面から、必ず下着を着用する。下着の色 は、白色あるいはベージュで無地が望ましい。
- (3) 靴下
 - ①白色を基調とする。色柄の入っている物は禁止とする。(ワンポイントは可)
 - ②丈の長さはひざ下からくるぶしまで程度とする。オーバーニーソックス、アンク レット、フットカバーは不可とする。
- (4) 通学靴
 - ①白色の運動靴とする。ワンポイントやラインは不可とする。
 - ②雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。
- (5) 上履き
 - ① 室内用上履きは白色とする。ふちも白を原則とする。
- - ① 帽子の色は黄色とし、キャップ型かハット型とする。
- (7)名札
 - ①学校指定の名札を必ず付ける。
- (8) セーター・ベスト
 - ①基準服の中に着用するベストやセーターは、紺色とする。
- (9) 防寒着
 - ①寒さが厳しいときは、基準服の上にジャンパーを着用してもよい。また、マフラ
 - ー,ネックウォーマー,手袋を着用してもよい。
② 防寒用のジャンパー,マフラー,ネックウォーマー,手袋は,登下校時のみの着 用で、室内では着用しない。
 - ③冬の特別寒い時(12月~2月)や体調の悪い時は、基準服の半ズボンやスカー トの代わりにジャージ(黒または紺)を着用してもよい。ジャージは、すそ丈が 長すぎるものや幅にゆとりがありすぎるものは危険かつ不自然なので不可
- (10) 体育科等の活動時の服装

- ①体育科の学習時には、体操服を着用する。ゴムの付いた赤白帽子をかぶる。
- ②体操服は、学校指定の青ラインの丸首シャツ(半袖・長袖)、紺色のハーフパンツ (青色のハーフパンツも可)とする。
- ③ 水泳の時間には、紺色のスクール水着を着用する。水泳帽子を着用する。
- (11) その他
 - ①通学鞄は、ランドセルを原則とする。
 - ②学校で着脱する着衣には、必ず記名をする。

(校内での生活)

- 第7条 校内の生活については次のことを指導する。
 - (1) 授業
 - ①授業開始時刻までに学習の準備をし、着席しておく。
 - ②授業時の挨拶, 立腰による姿勢, 返事・言葉づかいを大切にする。
 - (2) 休憩時間
 - ①学校の外や立ち入り禁止場所には行かない。
 - ②校内放送を静かに聞く。
 - ③特別教室や他の教室には、勝手に入らない。
 - ④学校の施設や道具,草花や樹木,飼育動物を大切にする。
 - ⑤廊下等,校舎内を走らない。
 - ⑥整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、トイレのスリッパ等)
 - (3) 保健室利用
 - ①体調がすぐれない場合,保健室を利用することができる。体調の回復が見込めない場合は、学校から保護者に連絡をする。
 - ②度重なる保健室利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診をすすめる。
 - ③虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校より関係機関に通告する。
 - (4) 給食
 - ①衛生面に注意して給食当番等をする。
 - ②歯磨きは、給食時間終了後、必ず行う。
 - (5) 掃除

掃除は学校の環境を整える学習活動の1つである。取り掛かりの時刻を守り、時間いっぱい無言で掃除をする。

- (6) 教育相談
 - ①学校は、児童、保護者で教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーや 心のサポーターと連携する。学校開設の相談窓口を活用する。
- (7) その他
 - ①放課後, 忘れ物をして学校に来た場合は, 必ず職員室へ立ち寄り, 教職員にその旨を伝えた後に, 教職員同伴で取りに行く。
 - ②卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りを禁止する。用事のある場合は、職員 室に連絡する。学校の敷地内へ入り、指導したのにも関わらず、校外へ移動しない場合は、関係機関と連携する。
 - ③学校内の施設設備を破損した場合や発見した場合は、職員室へ届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

第3章 校外の生活に関すること

本章での指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。同一指導を繰り返す児童の場合、特別な指導を行う。

(校区外の生活)

第8条 校区外の生活については、次のことを指導する。

- (1) 児童だけで校区外への外出禁止
- (2) 児童だけでの娯楽施設への入店禁止
 - ①カラオケボックス,ゲームセンター,インターネットカフェ,ボーリング場,マンガ喫茶,ビデオ取扱店,映画館,大型店舗内のゲームコーナー,レンタルビデオ取扱店等への入店を禁止する。
- (3) 児童だけでの外泊や夜間徘徊禁止

- ①保護者は、夜間(午後6時から翌日7時までの時間)児童だけで外出させないようにする。
- ②保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設の利用に当たっては、同伴の場合であっても夜間の利用はしないようにする。
- (4) 情報通信機器の使用の制限
 - ①東広島市では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止している。
 - ②保護者は、携帯電話等の情報通信機器の使用について、家庭でのルールづくりやフィルタリングの活用に努める。
- (5) ゲームの持ち出し禁止
 - ①DSやPSPなどの携帯ゲーム機は、家庭から持ち出さない。友達の家や地域のイベント等には持っていかない。
- (6) 酒たばこ類等の購入禁止
 - ①保護者は、酒たばこ類を児童に購入させないようにする。
- (7) 金銭等の貸し借り禁止
 - ①金銭、ゲームソフト等の貸し借りをしない。
 - ②カード等の交換はしない。
 - ③友だち同士、おごったりおごられたりしない。
- (8) 危険箇所等への立ち入り禁止, 安全確保
 - ①保護者は、立ち入り禁止箇所に児童が立ち入らないようにする。
 - ②保護者は、池や川等に児童だけで立ち入らせないようにする。
- (9) 交通安全の確保
 - ①保護者は、道路交通法に違反させないようにする。
 - ②自転車に乗るときは、ヘルメットを着用する。

第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことであり、児童が問題行動を起こした場合、反省させ、よりよい学校生活を送るために自己を振り返らせる指導をする。

(問題行動への特別な指導)

- 第9条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮した指導を行う。
 - (1) 法令・法規に違反する行為
 - 飲酒・喫煙
 - ②暴力・威圧・強要行為
 - ③建造物·器物破損
 - ④窃盗・万引き・占有物離脱横領
 - ⑤性に関するもの
 - ⑥薬物等乱用
 - ⑦交通違反
 - ⑧ 刃物等所持
 - ⑨その他法令に違反する行為
 - (2) 学校の規程等に違反する行為
 - ①暴力行為(児童間,対教師,対人,器物破損)
 - ②飲酒・喫煙・及び準備行為(購入・所持)
 - (3) N L &
 - ④登校後の無断外出・無断早退
 - ⑤指導に従わない(指導無視,暴言,無断授業欠課,授業時の立ち歩き)
 - ⑥不正行為 (テストカンニング)
 - ⑦家出及び夜間徘徊
 - ⑧金品強要
 - ⑨携帯電話等の不要物所持
 - ⑩その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導等)

- 第10条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮 し指導を行う。
 - (1) 説諭による指導
 - ①口頭による説諭指導(短時間での指導)
 - (2) 学校反省指導
 - ①別室による反省指導
 - ②授業観察による反省指導
 - ③奉仕作業による反省指導
 - ④教育相談と反省指導を複合した指導(スクールカウンセラー,心のサポーター,スクールガードリーダー等)
 - ⑤保護者来校による授業観察指導
 - ⑥学校と保護者による協議

(反省指導の実施)

第11条 反省指導の実施については、原則、学校において反省指導を行う。

反省指導は、通常の学校生活で行う反省指導と、登校させて別室で行う反省指導の2 段階とする。

(反省指導の期間)

第12条 反省指導の期間は、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更する。

(問題行動等特別な指導の流れ)

- 第13条 問題行動等特別な指導の流れは次のとおりとする。
 - (1) 基本的な指導の流れ
 - ①事実を正確に確認する。
 - ②迅速に対応する。
 - ③指導後報告を必ず行う。随時,教育委員会へ報告する。 (担任→生徒指導担当→管理職)(管理職→教育委員会)
 - ④問題行動に関わる事実確認票(事実確認ノート)に記録する。

(2) 問題行動等特別な指導の流れ

問題行動等	指導の流れ	事後指導及び指導上の注意
アー児童間暴力	①けがをしている場合は病院へ運搬(診断書) ②両方の児童から事情を聞き、記録後、両方に事実確認 ③加害児童への指導 ④加害児童保護者と連携 ⑤被害児童宅を訪問し、担任、生徒指導担当で事情説明、謝罪 (③~⑤は当日中に行う)	・被害を受けた児童宅に,加害児童と 保護者,必要に応じて,担任,生徒 指導担当,管理職で謝罪に行く。 ・できるだけ当日中に行う。
イ 対教師暴力・暴力・その他問題行動	①けがをしている場合は病院へ運搬(診断書) ②加害児童への事実確認 ③緊急職員会議 ④今後の対応の協議 ⑤関係機関との連携 ⑥保護者を呼び、本人の引き取り ⑦場合によっては被害届	・保護者・本人とも来校し、相手教師に謝罪する。 ・この事件が他の児童に与える影響を考え、また、本人にこの事件を冷静に振り返らせ、教師との信頼関係を回復していく。

問題行動等	指導の流れ	事後指導及び指導上の注意
ウ いじめ	①把握者 →担任,生徒指導担当,管理職 ②生活安全部・管理職で対応検討 (いじめを受けた被害児童の保護) ③加害児童,被害児童への指導 ④教職員へ報告 ⑤学級への指導 ⑥保護者へ連絡	・いじめを受けた児童から話を聞く ・保護者と話し合い、今後の対応を含め、指導経過を伝える。 ※一人や一部の教職員だけで対応ぜず、組織で対応する。
工 器物破損	①発見者 →担任,生徒指導担当,管理職②現場確認(写真撮影),安全確保③児童へ事実確認④指導⑤保護者へ連絡	・保護者に連絡し、弁償してもらう。 ・破損した児童が分からない場合は、 児童に事実を知らせて考えさせる。 ・被害の大きいものについては、管理 職の判断により、現場をそのままに して警察へ通報、被害届等の対応を する。
オ 他校訪問 他校児童との トラブル・問 題行動	①連絡を受ける →担任,生徒指導担当,管理職 ②相手校へ行き,本人確認後,学校に引き 取り,指導 ③保護者へ連絡	・本人が指示に従えない場合は、保護者に連絡して引き取ってもらう。 ・他校児童が本校へ来てのトラブルは他校教職員と連絡を取り、引き取りに来てもらい、指導する。
カ 万引き	①原則として保護者が店に行き,本人を引き取る。 ②保護者がいない場合 連絡を受ける。 →担任,生徒指導担当,管理職 店に行き本人を確認。学校へ連れて帰る。保護者へ連絡	・保護者と連携して、本人を指導する。 ・保護者に来校してもらい、本人の指導 後、引き取ってもらう。 ・品物の買い取りと店への謝罪を行う。
キ 間食, おか し等	①発見者(その場で指導)が没収→担任,生徒指導担当,管理職③本人へ指導・学級での指導④保護者へ連絡	・度重なる場合は、家庭訪問、あるい は保護者に来校してもらう。
ク 落書き ケ 非常ベルの いたずら	①発見者 →生徒指導担当・管理職 ②現場確認(写真撮影) ③各学級で指導 ④事実確認後,指導 ⑤保護者へ連絡 ①活動場所で警報機の確認 ②職員室警報機板で場所の確認	・落書きをした児童が分かった場合, 指導後,本人に消させる。その後, 保護者に連絡する。 ・落書きした児童が分からない場合, 全校に事実を知らせ,考えさせる。 その際,落書きは記録後すぐに消す。 ・いたずらと分かった場合,指導後, 保護者に連絡する。分からない場合
, ,	③各学級で指導 ④保護者へ連絡	は、全校で指導する。 ・誤作動の場合は、間違いであったこ とを報告する。
コ家出	①初動対応 「連絡・速報」担任、生徒指導担当・管理 職・教育委員会へ連絡 [情報収集] 保護者と連携 [緊急会議] 情報収集、対応策検討 ②捜査チーム編成、警察連携 (窓口担当、携帯所持、時間帯) ③帰宅後の対応、該当児童への指導・支援、 保護者への助言、他児童への指導	・家出が分かった時点で、すぐに管理職に連絡を取り、関係機関と連携を取る。素早く対応する。 ・情報収集のため、必要ならばPTA連絡メールを活用する。

問題行動等	指導の流れ	事後指導及び指導上の注意
サ 喫煙シ 携帯電話等	①発見者(その場で指導) 事実確認後取り上げ →担任,生徒指導担当,管理職 ②担任,生徒指導担当による指導 ③保護者へ連絡,保護者本人へ指導(その場にいた児童も指導) ①発見したら,指導後取り上げ,学校預か	 ・1回目は保護者を呼び、担任、生徒 指導担当で指導する。 ・2回目は保護者を呼び、担任、生徒 指導担当、管理職で指導する。 ・その後も継続的に指導を行い喫煙の習 慣がなくなるまで家庭と連携をとる。 ・1回目は取り上げる。保護者を呼び、
の不要物持参	り ②学級指導及び全体指導 ③保護者へ連絡	担任, 生徒指導担当で指導する。当日返却する。 ・2回目以降は学校で預かる。担任を中心に学級で継続的に指導する。学期末懇談で保護者に返却する。
ス 服装が整っていない場合	①朝の会で確認し、整っていない場合はそ の場で指導	・各授業の始めに身だしなみを整える。 ・PTAの会合等で取組を報告し、保護 者の協力を促す。
セ 無断授業欠課 所在不明 行方不明	①授業担当者が必ず所在不明児童を職員室に連絡②連絡を受けた後・校内を探す→校内にいない場合は保護者に連絡③児童を発見した後・保護者に連絡し、事後指導	・保護者と連携し合い,必要に応じて関係機関と連携する。

(3) その他の出来事(学校規則違反等)等に対する指導の流れ

(3) その他の出来事	(子校規則選及等) 等に対する指導の流れ
事 柄	指導等
ア 遅刻 (登校・授業)	①家庭連絡及び保護者と連携する。
が続く場合、目立つ場	②登校時刻時点で連絡がない場合は、必ず学校から電話連絡をする。
合	③登校したら本人が職員室に登校したことを伝え、教室に行く。
イ 早退をする場合	① 必ず保護者に連絡する。(家庭が留守の場合は、職場に連絡する。)
	② 保護者に迎えにきてもらい,家に帰らせる。
	③保護者がすぐに来られない場合は、保健室で待たせる。
ウ 保健室の利用	①利用は原則として休憩時間や放課後とする。
	②授業中の場合は、先生の許可を得てから利用する。
	③休養は、回復の見込みのある場合に1時間程度の利用とする。
	④回復の見込みがない場合は、早退させる。学校から保護者へ連絡をする。
	⑤休養もしくは早退する場合、児童は養護教諭からの連絡票を担任に提出
	する。(早退の場合,原則,担任が,管理職に承諾を得て,保護者に連絡)
エ 児童がけがをした	①保健室で手当て
り急病になったりし	医師の手当てが必要かを判断する。(養護教諭・管理職)
た場合	②保護者に連絡する。(養護教諭・管理職)
	③病院へ搬送(原則、保護者が連れて行く。大きなけがの場合は、救急車を
	呼ぶ。)(担任や養護教諭がついて行くかどうかは,管理職が判断する。)
	④事後指導
	一人でのけがの場合は、けがをしたときの状況を詳しく保護者に伝え、
	災害給付(日本スポーツ振興センター)の説明を行い,連携をとる。
	⑤当事者がいる場合は、両者の保護者に状況を詳しく説明し、連携をとる。

(特別な指導を実施するにあたって)

- **第14条** 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、 人格の形成を行うものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。
 - (1) 特別な指導のねらいや期間, 指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
 - (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。
 - (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、時系列での指導記録を 残す。
 - (4) 特別な指導をした場合は、担任・生徒指導担当等が保護者連携を行い、事後指導を継続する。法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他行為については、市教育委員会に報告する。必要に応じて、関係機関と連携して対応する。
 - (5) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にして短期間で行う。また、児童の発達段階を考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

第15条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会, PTA総会, 懇談会等で説明を行う。また, ホームページ等での公開を行い, 学校に来校しない保護者に対しては, 家庭訪問や郵便等を通じて, 周知を図る。